

京 都 府 指 定 ・ 登 録 文 化 財 等 補 助 金

・

京 都 府 指 定 ・ 登 録 文 化 財 等 維 持 管 理 費 補 助 金

の し お り

京 都 府 教 育 庁 指 導 部 文 化 財 保 護 課

目 次

1	事業計画書の提出要領	
(1)	京都府指定・登録文化財等補助金	1
(2)	京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金	2
(3)	共通事項	2
2	補助金について	
(1)	京都府指定・登録文化財等補助金	
①	京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱	3
②	京都府指定・登録文化財等補助金補助事業計画書の様式	10
③	京都府指定・登録文化財等補助金補助事業計画書の記入要領等	15
(2)	京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金	
①	京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金交付要綱	16
②	京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金補助事業計画書の様式	22
③	京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金補助事業計画書の記入要領等	29
3	問合せ先	30

1 事業計画書の提出要領

(1) 京都府指定・登録文化財等補助金

	保存修理等	防災資機材整備																									
補助対象事業	要綱別表に定める事業	有形文化財（建造物・美術工芸品）及び有形民俗文化財を対象とした防災資機材の整備 ※防災資機材・・・消火器（格納箱・スタンド含む）、消火栓ホース、収蔵箱 ※消火器の設置基準については、原則建造物は延床面積 50 ㎡につき 1 本、美術工芸品及び有形民俗文化財は府指定、登録及び暫定登録文化財 1 件につき 1 本を上限とする。																									
補助金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>率</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定</td><td>1 / 2</td><td>500 万円（建造物：1,000 万円） （指定建造物の耐震診断：250 万円、耐震補強工事：500 万円）</td></tr> <tr> <td>登録</td><td>1 / 3</td><td>300 万円（建造物：500 万円） （登録建造物の耐震診断：250 万円、耐震補強工事：500 万円）</td></tr> <tr> <td>暫定登録</td><td>1 / 3</td><td>建造物：350 万円、美術工芸品：190 万円（収蔵庫の建設は 225 万円）、有形民俗文化財：200 万円、史跡・名勝・天然記念物：160 万円</td></tr> <tr> <td>選定・決定</td><td>1 / 2</td><td>100 万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	率	限度額	指定	1 / 2	500 万円（建造物：1,000 万円） （指定建造物の耐震診断：250 万円、耐震補強工事：500 万円）	登録	1 / 3	300 万円（建造物：500 万円） （登録建造物の耐震診断：250 万円、耐震補強工事：500 万円）	暫定登録	1 / 3	建造物：350 万円、美術工芸品：190 万円（収蔵庫の建設は 225 万円）、有形民俗文化財：200 万円、史跡・名勝・天然記念物：160 万円	選定・決定	1 / 2	100 万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>率</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定</td><td rowspan="3">2 / 3</td><td>30 万円</td></tr> <tr> <td>登録</td><td>25 万円</td></tr> <tr> <td>暫定登録</td><td>20 万円</td></tr> </tbody> </table>	区分	率	限度額	指定	2 / 3	30 万円	登録	25 万円	暫定登録	20 万円
区分	率	限度額																									
指定	1 / 2	500 万円（建造物：1,000 万円） （指定建造物の耐震診断：250 万円、耐震補強工事：500 万円）																									
登録	1 / 3	300 万円（建造物：500 万円） （登録建造物の耐震診断：250 万円、耐震補強工事：500 万円）																									
暫定登録	1 / 3	建造物：350 万円、美術工芸品：190 万円（収蔵庫の建設は 225 万円）、有形民俗文化財：200 万円、史跡・名勝・天然記念物：160 万円																									
選定・決定	1 / 2	100 万円																									
区分	率	限度額																									
指定	2 / 3	30 万円																									
登録		25 万円																									
暫定登録		20 万円																									
提出書類	①当該年度京都府指定・登録文化財等補助事業計画書 ②工事等の見積書（2 年以上にわたる場合は総額・年度割のわかるもの） ③仕様書（2 年以上にわたる場合は年度毎の内容がわかるもの） ④全体事業計画概要書 ⑤事業の必要性を示す現状写真 ⑥修理以外の事業については、事業の必要性、計画内容を記した書類 ⑦指令前着工届（必要に応じて） ※交付決定前に着工する場合、提出をお願いしている書類です。	①当該年度京都府指定・登録文化財等補助事業計画書 ②整備する防災資機材の見積書 ③防災資機材の性能がわかる仕様書・カタログ等 ④防災資機材の設置場所を示した図面																									

(2) 京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金

補助対象事業

- ①防災設備保守点検等
- ②差し茅、防蟻防虫、雪降ろし等小修理
- ③庭園の荒廃防止、民家の環境整備、史跡名勝天然記念物または文化財環境保全地区の環境維持

補助金の額

補助対象経費（要綱別表）の1／2以内

提出書類

- ①当該年度京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業計画書
- ②事業計画書の別紙
 - ・保守点検等 別紙1
 - ・建造物小修理 別紙2
 - ・荒廃防止等 別紙3
- ③事業実施前写真 別紙4（保守点検のみの場合は不要）
- ④見積書写し（内容のわかるもの）
- ⑤指令前着工届 ※交付決定前に着工する場合、提出をお願いしている書類です。

(3) 共通事項

提出期限

事業計画書提出に係る通知文に記載の提出期限

提出先

- 京都市内の事業者 京都府教育庁指導部文化財保護課
- 京都市以外の事業者 市町（組合）の文化財所管部局

その他

- ・補助事業の採択は、事業内容、緊急性等を検討の上、予算の範囲内で実施するため、事業計画書の提出をもって補助事業として採択されるものではないことに御注意ください。
- ・要綱にある補助金額等については、運用により変更となる場合がありますので御承知おきください。

2 補助金について

(1) 京都府指定・登録文化財等補助金

① 京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱

昭 和 5 9 年 2 月 3 日
京都府教育委員会教育長告示第 1 号

改正 平成 19 年 9 月 11 日教育長告示第 8 号
平成 21 年 3 月 13 日教育長告示第 4 号
平成 29 年 7 月 14 日教育長告示第 4 号
令和元年 9 月 27 日教育長告示第 4 号
令和 2 年 1 月 17 日教育長告示第 1 号
令和 3 年 4 月 1 日教育長告示第 2 号
令和 6 年 3 月 29 日教育長告示第 2 号

京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱を次のとおり定める。

京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、文化財の保護を図るため、京都府文化財保護条例(昭和 56 年京都府条例第 27 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 36 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定により京都府教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定した京都府指定文化財(以下「府指定文化財」という。)、条例第 53 条第 1 項の規定により教育委員会が決定した文化財環境保全地区、条例第 57 条第 1 項の規定により教育委員会が選定した京都府選定保存技術、京都府登録文化財に関する規則(昭和 57 年京都府教育委員会規則第 6 号)第 2 条の規定により教育委員会が登録した京都府登録文化財(以下「府登録文化財」という。)及び京都府暫定登録文化財に関する規則(平成 29 年京都府教育委員会規則第 5 号)第 2 条の規定により教育委員会が登録した京都府暫定登録文化財(以下「府暫定登録文化財」という。)等の所有者若しくは保持者、管理団体、保持団体若しくは保存団体等又は条例第 64 条第 1 項の規定による京都府選定文化的景観(以下「府選定文化的景観」という。)の選定の申出のあつた市町村が文化財の保存及び活用のために実施する事業に要する経費の一部について、補助金等の交付に関する規則(昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(平 19 教育長告示 8・平 29 教育長告示 4・令元教育長告示 4・一部改正)

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業の種別、事業者及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認める事業については、別表の補助金の額の欄に規定す

る補助の割合及び補助金の限度額を超えて交付することができる。

(事前着手)

第2条の2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を教育長に提出したときは、この限りではない。

(交付申請)

第3条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事業の変更申請)

第4条 規則第9条に規定する変更の内容及び理由を記載した書類は、別記第2号様式によるものとし、変更の理由発生後速やかに教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める報告書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

1 この告示は、昭和58年度分の補助金から適用する。

2 所有者又は管理団体が行う消火設備、防火設備等の設置、整備等の事業(令和2年1月17日以後に規則第5条第1項の規定による交付の申請がなされたものに限る。)であつて、教育長が特に必要と認めるものについては、令和元年度分の補助金の額は、第2条の規定にかかわらず、補助対象経費の4分の3以内とする。

附 則(平成19年教育長告示第8号)

この告示は、平成 19 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(平成 21 年教育長告示第 4 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年教育長告示第 4 号)

この告示は、平成 29 年 7 月 14 日から施行する。

附 則(令和元年教育長告示第 4 号)

1 この告示は、令和元年 9 月 27 日から施行する。

2 この告示による改正後の京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則(令和 2 年教育長告示第 1 号)

この告示は、令和 2 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(令和 3 年教育長告示第 2 号)

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 6 年教育長告示第 2 号)

この告示は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

別表(第2条関係)

事業の種別			事業者	補助金の額
1 有形文化財及び有形民俗文化財保存事業	(1) 管理	ア 警報、消火、避雷設備及び防盜、防犯設備の設置 イ 覆屋、擁壁及び排水施設の設置 ウ 火除地の設定及び保護さくの設置 エ 収蔵庫(美術工芸品の収蔵庫に限る。)の建設 オ 美術工芸品(有形文化財のうち絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、考古資料、歴史資料及び古文書をいう。以下同じ。)のくん蒸及び殺虫 カ 鳥虫害防除工事 キ 説明板等の設置 ク 災害復旧工事 ケ 耐震診断(府指定・登録建造物を対象とするものに限る。) コ 耐震補強工事(府指定・登録建造物並びに府指定・登録有形文化財及び有形民俗文化財を管理・収蔵している府暫定登録建造物並びに未指定建造物を対象とするものに限る。)	所有者又は管理団体	1 府指定文化財に係る補助金の額は、当該事業の実施に必要な経費のうち補助金交付の対象として教育長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内(消防法(昭和23年法律第186号)により設置が義務付けられた施設を建造物に設置する場合にあつては、3分の2以内)とする。ただし、補助金の限度額は、建造物にあつては1,000万円(耐震診断は250万円、耐震補強工事は500万円)、その他のものにあつては500万円とする。 2 府登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、建造物にあつては500万円(耐震診断は150万円、耐震補強工事は300万円)、その他のものにあつては300万円とする。 3 府暫定登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、建造物にあつては350万円、美術工芸品にあつては190万円(収蔵庫の建設は225万円)、有形民俗文化財にあつては200万円とする。
	(2) 修理	ア 解体、半解体修理、屋根ふき替え、塗装修理、部分修理及び移築修理 イ はく落及び腐食防除工事(美術工芸品に限る。) ウ 災害復旧工事		

	(3) 防災 資機材の 整備	消火器・収蔵箱等防災資 機材の整備		1 府指定文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、補助金の限度額は、30万円とする。 2 府登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、補助金の限度額は、25万円とする。 3 府暫定登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、補助金の限度額は、20万円とする。
2 無形 文化財保 存事業	(1) 記録 の作成	文書、写真、採譜等による記録の作成及び刊行	保持者、 保持団体 その他教 育長がそ の保存に 当たるこ とを適当 と認める もの	1 府指定文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、500万円とする。 2 府登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は300万円とする。
	(2) 伝承 者の養成	ア 研修会及び講習会の開催並びに実技指導 イ 資料の収集及び整理		
	(3) 記録 の公開	現地公開		
3 無形 民俗文化 財保存事 業	(1) 記録 の作成	文書、写真、採譜等による記録の作成及び刊行	教育長が その保存 に当たる ことを適 当と認め るもの	
	(2) 伝承 者の養成	ア 研修会及び講習会の開催並びに実技指導 イ 資料の収集及び整理		
	(3) 記録 の公開	現地公開		
4 史跡 ・名勝・ 天然記念 物保存事 業	(1) 管理	ア 自然崩壊した土地の整地及び盛土工事 イ 園池等の浸食部及び給排水施設の改修 ウ 説明板、境界標、囲さく等の設置	所有者又は管理団体	1 府指定文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、500万円とする。 2 府登録文化財に係る補

		エ 建物等の警報、消火及び避雷設備の設置 オ 病害虫の防除 カ 樹木のせんてい及び整枝(庭園に限る。) キ 重要な構成要素である建造物等の耐震補強工事		助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、300万円とする。 3 府暫定登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、160万円とする。
	(2) 復旧	ア 建物、石垣等の復旧 イ 庭園、古墳等の給排水工事 ウ 施肥等樹勢回復、育種、補植等 エ 保護増殖施設の設置 オ 災害復旧工事		
5 選定 保存技術 保存事業	(1) 記録 の作成	記録の作成及び刊行	保持者、 保存団体 その他教 育長がそ の保存に 当たるこ とを適当 と認める もの	補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金の限度額は、100万円とする。
	(2) 伝承 者の養成 等	ア 研修会及び講習会の開催並びに実技指導 イ 資料の収集及び整理 ウ 技術及び技能の練磨のための事業		
6 文化 財環境保 全地区保 存事業	管理	ア 参道等の復旧及び石畳、側溝、石積等の復元 イ 園池等の浸食部及び給排水施設の改修 ウ 説明板、境界標、囲さく等の設置 エ 災害復旧工事	所有者、 保存団体 その他教 育長がそ の保存に 当たるこ とを適当 と認める もの	
7 文化 的景観保 存修景事 業	管理	ア 府選定文化的景観記載事項に係る調査及び測量、図化 イ 記録の作成及び刊行	市町村	

		ウ 説明板等の設置及び改修工事 エ 防災、便益管理施設の設置等の工事		
8 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財及び史跡・名勝・天然記念物活用事業	活用	府若しくは府を構成員とする団体が実施する事業又は文化力チャレンジ補助金交付要綱(平成 24 年京都府告示第 496 号)第 2 条第 5 号に掲げる非営利文化活動(同要綱第 6 条の交付決定を受けたものに限る。)であつて、文化財の活用を目的として行われるもの(当該文化財の公開のための環境整備その他教育長が特に必要と認める工事に限る。)	所有者若しくは保 持者又は 管 理 団 体、保持 団体若し くは保存 団体その 他教育長 がその保 存に当た ることを 適当と認 めるもの	1 府指定文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、補助金の限度額は、100 万円とする。 2 府登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。ただし、補助金の限度額は、75 万円とする。 3 府暫定登録文化財に係る補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。ただし、補助金の限度額は、50 万円とする。
9 その他の保存事業	上記以外の事業で教育長が特に必要と認めるもの		所有者若しくは保 持者又は 管 理 団 体、保持 団体又は 保存団体 その他教 育長がそ の保存に 当たると 適当と認 めるもの	補助金の額は、補助対象経費のうち教育長が必要と認める額とする。

②京都府指定・登録文化財等補助事業計画書の様式

令和 年 月 日

令和 年度 京都府指定・登録文化財等補助事業計画書

申請者	住 所	(〒 -)
	氏 名	(名 称)
		(代表者)

担当者： Tel - -
 Mail

1 指定・登録等文化財等の名称並びに指定・登録等の年月日及び区分

(昭和・平成・令和 年 月 日 指定・登録・暫定登録・決定・認定・選定)

2 事業名 (事業種別)

※ 交付要綱別表を参考に記入してください。

3 令和 年度事業費 円 (事業費の内訳)

項 目	金 額(円)	内 訳

※「項目」欄については、「工事費」「設計費」「講師謝金」「記録冊子刊行費」等別に記入すること。

4 事業実施予定期間及び実施方法

(1) 実施予定期間 令和 年 月～令和 年 月 (か年事業の 年目)

(2) 実 施 方 法 委託・請負・直営・ ()

5 年次計画 (単年度完了事業の場合、記入不要)

	令和 年度以前	令和 年度	令和 年度以降	計
事業費	円	円	円	円

6 事業の内容

現 状	
事業の概要 及び必要性	

〈注〉業者見積書 (概算見積等可)、仕様書、現状写真等事業内容の分かる資料を添付してください。

京都府指定・登録文化財等補助事業
全体事業計画概要書

事業名 _____
事業期間 令和 年 月～令和 年 月
総事業費 _____円

年 度	主な事業（工事施工等）内容	事 業 費
		円

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申 請 者
住所（所在地）
代表者職氏名

令和 年度京都府指定・登録文化財等補助事業の指令前着工届

令和 年度京都府指定・登録文化財等補助事業について、下記の別記条件を了承の上、指令前に着工したいのでお届けします。

記

1 事業種別

	建造物保存修理		建造物防災施設
	美術工芸品保存修理		美術工芸品防災施設
	史跡名勝天然記念物		文化財環境保全地区
	民俗文化財（有形・無形）		選定保存技術
	文化的景観		防災資器材の整備

2 事業の対象文化財及び目的、内容

3 事業費 円

4 着手予定日 令和 年 月 日

5 完了予定日 令和 年 月 日

6 指令前着工を必要とする理由

別記条件

- （１）着工から補助金交付の指令を受けるまでの間、事業計画に変更が生じた場合は速やかに連絡をすること。
なお、教育委員会からの指導があった際はそれに従い、文化財の保護に十分配慮した事業を行うこと。
- （２）計画した事業が補助対象とならない場合においても異議のないこと。

【指令前着工届 記入例】

下記の着手予定日より前の
日付を記入してください。

→ 令和○年○月○日

京都府教育委員会教育長 様

「宗教法人」等法人名及び「代
表役員」等代表者の役職名を忘
れず記入してください。

申 請 者
住所（所在地）
代表者

宗教法人 ◇◇◇◇
京都市□□区○○○町××
代表役員 京都 太郎

令和 ○ 年度京都府指定・登録文化財等補助事業の指令前着工届

令和 ○ 年度京都府指定・登録文化財等補助事業について、下記の別記条件を了承の上、指令前
に着工したいのでお届けします。

記

該当する事業の欄に○を
記入してください。

1 事業種別

	建造物保存修理		建造物防災施設
	美術工芸品保存修理		美術工芸品防災施設
	史跡名勝天然記念物		文化財環境保全地区
	民俗文化財（有形・無形）		選定保存技術
	文化的景観		防災資器材の整備

2 事業の対象文化財及び目的、内容

事業の対象文化財名称及び
目的、内容を記入してくだ
さい。

3 事業費 （当該年度実施予定の総事業費）円

4 着手予定日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

5 完了予定日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

6 指令前着工を必要とする理由

最初に事業を行う予定の日
付を記入してください。

事業が終了する予定の日付
を記入してください。

実施する事業内容に合う例
に倣って記入してください。

【例】

- ・前年度からの継続事業であり、効率的に事業を実施するため。
- ・災害による破損のため、至急に復旧する必要があるため。
- ・××の傷みが激しく、破損の拡大を防ぐ為に至急修理が必要なため。 など

別記条件

（１）着工から補助金交付の指令を受けるまでの間、事業計画に変更が生じた場合は速やかに連絡
をすること。

なお、教育委員会からの指導があった際はそれに従い、文化財の保護に十分配慮した事業を
行うこと。

（２）計画した事業が補助対象とならない場合においても異議のないこと。

③京都府指定・登録文化財等補助事業計画書の記入要領等

1 事業計画書の記入要領

(1) 事業内容

「京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱」別表を参考にしてください。

(2) 補助事業者

補助金の交付を受けられる者は、当該文化財の所有者、管理団体（条例に基づく指定を受けた団体）、保持者、保存団体又は京都府教育委員会が保存に当たることを適当と認める者に限られるので、十分注意してください。

(3) 文化財等の名称

字体・名称は法人登記に合わせてください。

2 事業計画作成上の注意

(1) 事業計画書の作成

事業計画作成に当たっては、当該文化財の適切な保存のため、必要に応じて当教育委員会（指導部文化財保護課）又は所在市町村の文化財担当部局に事前に御相談ください。

(2) 事業計画の変更

やむをえず事業計画書提出後に事業内容を変更する場合は、速やかに当教育委員会（指導部文化財保護課）又は所在市町村の文化財担当部局に御相談ください。

3 補助事業の実施上の留意事項

(1) 契約書の作成

2 か年以上にわたる事業等（単年度事業のうち概ね 150 万円以上の請負契約等を行う事業を含む。以下同じ。）を実施する場合において、概ね 150 万円以上の請負契約等を行おうとするときは、契約書の作成を行ってください。

（単年度事業で 150 万円以下の場合は、請書可。）

(2) 完成届、検査調書の作成

2 か年以上にわたる事業等を実施する場合において、概ね 150 万円以上の請負契約等を行おうとするときは、請負業者等から工事等の完成届の提出を受けるとともに、契約書、仕様書、設計図書等に基づき、工事等の完了の検査を行った上で検査調書を作成してください。

（単年度事業で概ね 150 万円以上の請負契約等を伴う事業も同様）

(3) 書類の整備

補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿・証拠書類を整備し、5 年間保存しなければならないので、あらかじめ注意してください。

(2) 京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金

①京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金交付要綱

(平成3. 5. 20)

(趣旨)

第1条 京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）の規定に基づき指定又は登録された有形文化財、有形民俗文化財、史跡も名勝及び天然記念物（以下「府指定文化財等」という。）及び決定された文化財環境保全地区の維持管理の万全を期するため、地方公共団体を除く所有者又は管理団体が行う管理上必要のある事業に要する経費の一部について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるものとし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

（ただし、京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱で実施する事業は除く。）ただし、教育長が特に必要と認める事業については、別表に規定する補助の割合又は補助金の限度額を超えて交付することができる。

(事前着手)

第2条の2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別に定める事前着手届を教育長に提出したときは、この限りではない。

(交付申請)

第3条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、別に定める期日までに次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 見積書
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(事業の変更申請)

第4条 規則第9条に規定する変更の内容及び理由を記載した書類は、別記第2号様式によるものとし、変更の理由発生後速やかに教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了後30日又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 事業収支精算書

(2) 事業の成果を証する書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める報告書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年度分の補助金から適用する。
- 2 所有者又は管理団体が行う消火設備、防災設備等の小修理の事業（令和2年1月17日以後に規則第5条第1項の規定による交付の申請がなされたものに限る。）であつて、教育長が特に必要と認めるものについては、令和元年度分の補助金の額は、第2条の規定にかかわらず、補助対象経費の4分の3以内とする。

附 則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	管理事項	内 容	補助対象経費
防 災 設 備 保 守 点 検 等			おのこの事項ごとに掲げる単価に員数を乗じた額の総額を補助対象経費とする。
	1 自動火災報知設備	府指定文化財等である建造物等に設置した自動火災報知設備の保守点検等で「消防用設備等の種類及び内容点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式」（昭和50年4月1日付け消防庁告示第3号）に準じるものとし、機器材の取替え等小修理を含むものとする。 注 型式失効等による機器材の取替えについては、所要工事費が当分の間100万円程度以下とする。	自動火災報知設備受信機 1 窓当たり 4,900円
	2 消 火 設 備	上記に準じるものとする。 1 加圧式消火設備 2 自然流下式消火設備 3 上水道直結式消火設備 4 動力消防ポンプ 注 上記4は、1の設備の一つとして用いるポンプを指すものではなく、自動車等によって牽引される消防ポンプ、手引き消防ポンプなど可搬式の消防ポンプをいう。	消火栓 1 基当たり 14,900円 " 8,200円 " 12,300円 1 台当たり 55,600円
	3 避 雷 設 備		突針1基当たり 8,700円
	4 そ の 他	毎年1回梅雨期に総合点検を行うものとする。 防犯設備（レーダー）、漏電警報設備、有線非常通報設備等上記以外の設備、機器類の保守点検及び各設備の小修理（新規工事及び追加工事を除く。）について特に必要と認められるもの。	その都度協議して定める。

差し茅防蟻防虫雪降し等小修理	1 小 修 理 等	府指定文化財等である建造物等の維持管理のために行う小修理等でその内容及び範囲は次に掲げるとおりとし、その破損が所有者の日常使用によって促進されている場合を除く。 1 小修理とは、所要工事費が当分の間、1 工事について100万円程度以下の場合をいう。 2 異種の工事を複合して行うときは、各工事別に前号の限度額を適用し、かつ合計額150万円を限度とする。 3 仕様の変更等を伴うものは、事前に府教育委員会と協議するものとする。 4 小修理等の内容は、次のとおりとする。 (1) 差し茅 補修面積とする。ただし、棟の補修については、長さ1mを1㎡とみなす。 (2) 瓦葺等 棧瓦葺屋根のみを対象とする。この場合、野地の補修を必要とする場合は、別に協議するものとする。 (3) 壁補修 ア 砂壁、漆喰壁 イ 土壁（中塗り仕上げのもの）、板壁 注 施工の程度は、中塗りの繕いと上塗りのみとし、荒壁や下地まで及ぶ修理は、別に協議するものとする。 (4) 縁廻り補修 ア 縁板厚さ 5cm以上 イ 縁板厚さ 5cm未満	1㎡当たり 4,400円 1㎡当たり 2,700円 1㎡当たり 6,300円 1㎡当たり 3,200円 1㎡当たり 19,900円 1㎡当たり 7,200円
----------------	-----------	--	--

	2 雪降し、除雪等	(5) 塗装補修	1 m ² 当たり	3, 9 0 0 円
		ア 漆拭	1 m ² 当たり	3, 9 0 0 円
		イ ペンキ上塗り塗装	1 m ² 当たり	7 0 0 円
		(6) 防腐防蟻処理		
		床下及び屋根面に対する薬剤処理を対象とする。	1 枚当たり	5, 5 0 0 円
		(7) 畳替	畳床の取替えを含む場合	
		公開活用に供される部分及び専ら住居の用に供される部分の畳の表替え を対象とする。なお、同一の畳にあっては5年を周期とする。	1 枚当たり	1 5, 0 0 0 円
		(8) 雨樋補修	1 m 当たり	1, 1 0 0 円
		一般の規格品を使用しているものを対象とする。特注品については、 別に協議するものとする。	(平、竪で分割する。)	
		(9) 建具修理	1 枚当たり	4, 2 0 0 円
		板戸の戸板、格子戸類の組子等の補修及び襖の張替を対象とする。絵画 のある襖等の補修については、別に協議するものとする。	(9 0 cm × 1 8 0 cm 大の建具を 標準とする)	
		(10) その他	その都度協議して定める。	
		戸締金具、飾金具の補修、美術工芸品等の収蔵庫修理、その他(1) か ら(9)に掲げる以外の小修理で、特に必要と認められるもの。	雪降し等	
		多雪地帯に所在する府指定文化財等である建造物等について、雪害等による不測の事 態を回避するために行う雪降し、除雪等の作業及び建造物等に対する雪囲いの取付 け、取りはずし及び補修とする。	年間 1 m ² 当たり	1, 1 0 0 円
		注 面積は、屋根面及び軒先より 2 m 以内の敷地を含む。	雪囲い等	
			軒先延長 1 m 当たり	3, 9 0 0 円

庭園の荒廃防止 又民は家文の 化環 財境 環境整備 保及 全び 地史 区跡 の等 環境 記念 維物 持	1 庭園の荒廃防止	府指定文化財等である庭園の荒廃防止の措置で、その内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差し支えない。 なお、所有者等が当該文化財を有料公開しており、かつ入場料等収入が当該庭園の管理事業費を上回る場合は補助の対象としない。 1 除草、清掃（砂利手入れ等を含む。） 2 小規模なしゅんせつ（乱杭、サガミ等の護岸補修を含む。） 3 雪吊り、樹木用支柱の取替え修理 4 灌木、灌水設備の小修理 5 その他特に必要と認める処置	1 m ² 当たり	300円
	2 民家の環境整備	府指定文化財等である民家の屋敷構えの保存のために実施する事業とし、小修理で実施する場合を除く。その内容は、概ね次のとおりとし、複合して事業を実施しても差し支えない。 1 周辺囲障等の修理等 2 排水溝等補修 3 植木手入れ（剪定、整姿、刈込、除草、清掃を含む。）	1 m ² 当たり	200円
	3 史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持	府指定文化財等である史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持のために実施する事業で、その内容は、概ね次のとおりとし複合して事業を実施しても差し支えない。なお、1件又は1地区に係る事業の合計額は、50万円を限度とする。 1 建築物及びその他工作物等の修理等 2 樹木保全 {防虫（駆虫）剤散布、施肥、補植、間伐、枝打ち、独立木の伐採等} 3 環境整備（除草、清掃、剪定、整姿、刈込等）	その都度協議して定める。 その都度協議して定める。 1回1 m ² 当たり 年2回以上4回以内	50円

②京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業計画書の様式

令和 年 月 日

令和 年度京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業計画書

京都府教育委員会教育長 様

申請者

住 所

代表者

担当者氏名
電話番号
メールアドレス

計画している事業の経費の内訳

事業計画	事業費（消費税込）	備考
1 防災設備保守点検等	(A) 円	別紙 1
2 差し茅、防蟻、防虫 雪降し等小修理	(B) 円	別紙 2
3 庭園の荒廃防止、民家の環境整備及び史跡等 記念物又は文化財環境保全地区の環境維持	(C) 円	別紙 3
総事業費（合計）	(A) + (B) + (C) 円	

*別紙 1 ～ 4 については事業計画のあるものを添付してください。

(別紙1)

申請者名 ()

防災設備保守点検等

1 文化財の名称及び指定等年月日

指定等年月日 年 月 日

2 事業内容

区 分	項 目		年間点検回数	金 額（消費税込）	備 考
保 守 点 検	自 動 火 災 報 知 設 備		回	円	
	非 常 通 報 機			円	
	消 火 栓 設 備			円	
	避 雷 設 備			円	
	そ の 他	設備名		円	
		設備名		円	
		設備名		円	
	保 守 点 検 計			(a) 円	
修 理	型 式 失 効 に よ る 受 信 機 取 替			円	失効年月日 年 月 日
	設備名			円	
	修 理 計			(b) 円	
破損状況					
防災設備保守点検等 計				(a) + (b) = (A) 円	

計画している全ての項目について見積書を1部添付してください。

修理する場合は見積書の写し1部・(別紙4) 事業実施前写真(修理する設備の全体と破損部分の写真を貼り付ける) 1部添付してください。

京都府指定・登録文化財等維持管理

(別紙2)

申請者名 ()

差し茅、防蟻、防虫、雪降し等小修理

建造物 名 称	指定 登録 暫定登録	指定等 年月日	年 月 日
事業内容 (該当するものに○印を付けてください)			
差し茅 瓦葺替 壁補修 縁廻り補修 漆拭ペンキ塗 防腐処理 畳替 雨樋 補修 建具補修 雪降し除雪 雪囲い その他 ()			
修理する面積・数量		事業費 (消費税込) (a) 円	
破損状況			
建造物 名 称	指定 登録 暫定登録	指定等 年月日	年 月 日
事業内容 (該当するものに○印を付けてください)			
差し茅 瓦葺替 壁補修 縁廻り補修 漆拭ペンキ塗 防腐処理 畳替 雨樋 補修 建具補修 雪降し除雪 雪囲い その他 ()			
修理する面積・数量		事業費 (消費税込) (b) 円	
破損状況			
差し茅、防蟻、防虫、雪降し等小修理 (合計)		(a) + (b) = (B) 円	

* 見積書の写し1部・(別紙4) 事業実施前写真 (建物全景と破損部分の写真を貼り付ける) 1部添付してください。

京都府指定・登録文化財等維持管理

(別紙3)

申請者名 ()

庭園の荒廃防止、民家の環境整備及び史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持

1 庭園の荒廃防止

名勝庭園の名称	指定・登録・暫定登録	指定等年月日 年 月 日	
事業内容（該当する番号を○で囲んでください。） 1 除草、清掃 2 小規模なしゅんせつ 3 雪吊り、樹木用支柱の取替え修理 4 灌木、灌水設備の小修理 5 その他 ()		指定面積 m ²	
		実施回数	事業費（消費税込） (a)
		回	円

2 民家の環境整備

民家の名称	指定・登録・暫定登録	指定等年月日 年 月 日	
事業内容（該当する番号を○で囲んでください。） 1 周辺囲障等の修理等 2 排水溝等補修 3 植木手入れ (剪定、整姿、刈込、除草、清掃を含む。)		実施面積 m ²	
		実施回数	事業費（消費税込） (b)
		回	円

3 史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持

史跡等記念物又は文化財環境保全地区の名称及び決定年月日 年 月 日		
事業内容（該当する欄に記入してください。）		事業費（消費税込）
1 建築物及びその他の工作物の修理等 修理する建物・工作物の名称及び破損状況		円
2 樹木保全（該当するものを○で囲んでください。） 防虫（駆虫） 剤散布 施肥 補植 間伐 枝打ち 独立木伐採 その他 ()		円
3 環境維持（該当するものを○で囲んでください。） 除草 清掃 剪定 整姿 刈込み その他 () 実施回数 (回)	実施面積 m ²	円
史跡等記念物又は文化財環境保全地区の環境維持 (合計)		(c) 円

庭園の荒廃防止、民家の環境整備及び史跡等 記念物又は文化財環境保全地区の環境維持	合計	(a) + (b) + (c) = (C) 円
---	----	----------------------------

見積書の写し1部・（別紙4）事業実施前写真1部添付してください。

京都府指定・登録文化財等維持管理

申請者名 ()

事業区分（該当するものに○を付けてください。）

- *全景写真、詳細写真を貼り付け、名称等を簡略に記入してください。

写真の枚数が多い場合は、この用紙をコピーして貼り付けてください。

[illegible]

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

申 請 者
住 所（所在地）
代 表 者

令和 年度京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業の指令前着工届

令和 年度京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業について、下記の別記条件を了承の上、指令前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 事業の目的 指定文化財の維持管理のため
- 2 事業費 円
- 3 着手予定日 令和 年 月 日
- 4 指令前着工を必要とする理由

別記条件

- (1) 着工から補助金交付の指令を受けるまでの間、事業計画に変更が生じた場合は速やかに連絡をすること。
なお、教育委員会からの指導があった際はそれに従い、文化財の保護に十分配慮した事業を行うこと。
- (2) 計画した事業が補助対象とならない場合においても異議のないこと。

【指令前着工届 記入例】

京都府教育委員会教育長 様

点検等、最初に事業
を行う予定の日付を
記入してください。

令和 年〇月×日

「宗教法人」等法人名および、
「代表役員」等代表者の役職名
を忘れず記入してください

申請者
住所（所在地）
代表者

令和 年度京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業の指令前着工届

令和 年度京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業について、下記の別記条件を了承の上、指令前に着工したいのでお届けします。

記

1 事業の目的 指定文化財の維持管理のため

2 事業費 (総事業費) 円

3 着手予定日 令和 年 〇 月 × 日

右上の日付と同じ日付を
記入してください

4 指令前着工を必要とする理由

実施する事業内容に合う例に倣って
記入してください

【例】・定期的な防災設備の点検が必要なため

・名称等庭園（民家の環境整備）として定期的な手入れが必要なため

・防災設備の不具合により、至急修理を行う必要があるため

・屋根（壁・塗装など）の傷みが激しく、至急修理が必要なため など

別記条件

(1) 着工から補助金交付の指令を受けるまでの間、事業計画に変更が生じた場合は速やかに連絡をすること。

なお、教育委員会からの指導があった際はそれに従い、文化財の保護に十分配慮した事業を行うこと。

(2) 計画した事業が補助対象とならない場合においても異議のないこと。

③京都府指定・登録文化財等維持管理費補助事業計画書の記入要領等

1 共通事項

- ・記入に当たっては、「京都府指定・登録文化財等維持管理費補助金交付要綱」別表を参考にしてください。
- ・金額の欄には、消費税込の金額を記入してください。
なお、この事業費については、変更のないようにしてください。やむをえず変更が生じたときは、京都市内の所有者においては当課まで、京都市以外の所有者においては当該市町（組合）の文化財所管部局まで速やかに連絡してください。
- ・防災設備の改修（型式失効による受信機の取替えを含む）、建造物の小修理、庭園の荒廃防止、民家の環境整備及び史跡等記念物または文化財環境保全地区の環境維持の事業を計画する場合は、（別紙4）事業実施前写真を必ず添付してください。また、事業実施後の写真も後日提出していただきますので、実施後すぐに撮影しておいてください。
- ・すべての事業について、内訳のわかる見積書の写しを必ず添付してください。

2 補助内容について

（1）防災設備保守点検等

- ・点検回数は、1年間に実施される回数を記入してください。

（2）差し茅、防蟻防虫、雪降ろし等、小修理、

- ・小修理等は、修理範囲の内容を確認した上で記入してください。
- ・寸法、面積、数量、金額などの記入は、工務店などに依頼して得た正確な数字を記入してください。
- ・本瓦葺、檜皮葺及びこけら葺の屋根の補修は、その他欄に記入してください。
- ・「漆拭、ペンキ塗装」には丹塗、「防腐処理」には防蟻処理も該当しますので、処理内容を記入してください。
- ・雨樋の補修で鯨鯨は1個を1mとみなして合算してください。また、特注品の場合はその他欄に記入してください。
- ・別表にない指定・登録建造物の小修理は、「その他」欄に実施内容を記入し、寸法、面積、数量及び金額をそれぞれの欄に記入してください。
- ・雪降ろし、除雪等の該当地区は、南丹市（旧美山町に限る）、綾部市、福知山市（旧三和町を除く）、舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町の各地区です。

（3）庭園の荒廃防止、民家の環境整備及び史跡等記念物または文化財環境保全地区の環境維持

- ・所有者が当該文化財を有料公開しており、入場料等の収入が庭園の管理事業費を上回る場合は補助の対象にはなりません。
- ・民家の環境整備を行う場合は、実際に行う面積を記入してください。
- ・文化財環境保全地区において環境保全の事業を実施する場合は、実際に行う面積を記入してください。また、建築物、その他の工作物の修理を実施する場合は、その内容を詳しく記入してください。

3 問い合わせ先

京都府教育庁指導部文化財保護課 または 所在市町村の文化財担当部局

京都府教育庁指導部文化財保護課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

区 分	分 野	担 当	電話番号
事業内容に関する事	建造物 文化財環境保全地区	建造物係	075-414-5900
	美術工芸品 無形文化財 民俗文化財 選定保存技術	美術工芸・民俗・ 無形文化財係	075-414-5901
	文化的景観 史跡 名勝 天然記念物	記念物係	075-414-5903
事業計画書提出に係 る事務手続き等に関 すること※		建造物係	075-414-5900

※事業計画書等の Word データを御希望の場合は、建造物係あて電話またはメール
(bunkazai@pref.kyoto.lg.jp) で御連絡ください。